

令和8年度 市営住宅補充入居者募集要領【随時受付用】

令和8年度中に市営住宅入居者が明け渡した市営住宅の補充入居者を次の要領により募集します。

住宅の確保にお困りの方を対象としていますので、入居者条件に該当しない人は申し込みできません。

1 申込受付期間

令和8年7月6日(月)から令和9年3月31日(水)までの午前9時00分から午後16時30分まで(土・日・祝日を除く)

※令和8年12月29日から令和9年1月2日までの期間を除く。

※ただし、災害等により募集ができない場合は、この限りでない。

2 申込受付場所

住宅課(八代市役所5階)	・・・・・・・・・・ ☎	33-4122
坂本支所 産業建設課	・・・・・・・・・・ ☎	45-2290
千丁支所 産業建設課	・・・・・・・・・・ ☎	46-1104
鏡支所 産業建設課	・・・・・・・・・・ ☎	52-7820
東陽支所 産業建設課	・・・・・・・・・・ ☎	65-2115
泉支所 産業建設課	・・・・・・・・・・ ☎	67-2176

3 申込方法

(1) 申込書等は上記の受付場所で配布します。

(2) 申し込みにあたっては、別紙の「八代市営住宅入居申込提出書類」に記載してある書類をすべて揃えて提出してください。

<注意>

①本人又は同居親族が持参又は郵送してください。

郵送先：〒866-8601 八代市松江城町1-25 八代市役所 住宅課

※書類不備の場合は受付できません。郵送される場合はご注意ください。

※受付日時は住宅課で書類を確認したときになります。

②申込人(本人)は収入のある世帯主を原則とします。

③虚偽の申込は無効です。

④家族を不自然に分割、又は合わせて申込をした場合は失格となります。

例 ・夫婦のうち片方のみでの申し込み

・世帯に両親がいる状態で未成年者の子供のみでの申し込み

(両親死亡の場合を除く)

4 入居申込資格及び条件

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかな人。(住宅を所有している人は、原則として申込みできません。)
- (2) 市税等を滞納していない人(分納誓約等の場合でも申込不可)
- (3) 夫婦・親子を主体とした同居の親族がいるか、同居しようとする親族があること(婚約中で申込みの日から3ヶ月以内に戸籍上の婚姻をされる予定の人及び内縁関係の人も含みます。)

特例として、次の①～⑪のうち、1つでも該当する人は単身で申し込むことができます。(それぞれに証明書等が必要です。)

- ① 60歳以上の人
- ② 身体障害者手帳の等級が1級から4級までの人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級から3級までの人
- ④ ③の程度に相当する知的障害者
- ⑤ 生活保護法による被保護者
- ⑥ 戦傷病者手帳の障害の程度が特別項症から第6項症までの人
- ⑦ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人
- ⑧ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年を経過していない人
- ⑨ ハンセン病療養所入所者等
- ⑩ DV被害者、犯罪被害者等(詳細な条件があります)
- ⑪ 18～59歳の上記①～⑩に該当しない単身者の場合、特定の団地の最上階であれば、入居可となります。(別紙募集団地一覧参照)

- (4) 離婚調停中の人は、離婚調停中であることを証する書類(裁判所発行の事件係属証明書)又は弁護士が発行する証明書を提出していただきます。
(入居契約時には、離婚成立の事実が確認できる戸籍謄本等を提出していただきます。)

※申込みの際に添付する書類

- ① 事件係属証明書・・・離婚訴訟又は離婚調停中の場合(裁判所から)
- ② 弁護士が発行する証明書・・・離婚協議中の場合(弁護士から)
- ③ 確約書・・・入居までに離婚が成立しない場合についての確約書

※入居契約の際に添付する書類

- ① 離婚届出後の戸籍謄本
- ② 離婚届受理証明書

(5) 過去1年間の月収入額が次の基準を超えないこと。(別紙算定方法参照)

・この表は、申込世帯員のうち1人の給与収入のみで生活している場合を例として作成したものです。

区 分 ※標準世帯とは、給与所得者1人 及び扶養親族3人の世帯をいう。 (本人含めた4人の世帯構成)		扶養親族(本人除く同居家族) ※1円未満は切り捨て						
		0人	1人	2人	3人 標準世帯	4人	5人	
入居 収入 基準 額	一般世帯 158,000円 以下	総収入額	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
		一月当り	247,333	292,667	333,000	372,667	412,333	452,000
		総所得額	1,894,800	2,275,600	2,653,600	3,034,400	3,415,200	3,796,000
	裁量階層 214,000円 以下	総収入額	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999
		一月当り	324,000	363,667	403,000	442,667	482,333	522,000
		総所得額	2,567,200	2,948,000	3,325,600	3,706,400	4,087,200	4,468,000

・総収入額と総所得額は別のものです。市県民税課税証明書や源泉徴収票等でご確認ください。

※裁量階層とは、次のいずれかに該当する方です。

○申込者が60歳以上の人で、かつ同居者の全員が60歳以上の人か18歳未満の人である場合。

○申込者又は同居者に、次のいずれかに該当する人がいる場合。

- ・身体障害者手帳の等級が、1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の等級が、1級から3級までの人
- ・上記の精神障害者保健福祉手帳の等級の程度に相当する知的障害者
- ・戦傷病者手帳の障害の程度が、特別項症から第6項症までの人
- ・原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人
- ・海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年を経過していない人
- ・ハンセン病療養所入所者等

○同居者に小学校就学の始期に達するまでの児童がいる場合など。

5 募集対象団地

別表のとおり。

6 入居順位決定

入居申込の順に、令和8年6月1日～12日の補充入居者募集で決定した順位の下位になります。

7 入居決定

令和9年4月末までに市営住宅の明渡しがあった場合、前項により決定した入居順位に基づき、実態調査のうえ適当と認められる人について入居を決定します。該当順位者にはその都度連絡します。なお、入居を辞退したときは、その入居順位は失効します。

8 その他

入居申込資格を充足している人でも、下記に該当する人は入居できません。

- ①持ち家がある人
- ②団地内で営業活動を行う人
- ③所得があるのに申告していない人
- ④単身者で、入居の必要がない人を同居させようとする人
- ⑤家賃滞納その他の理由で、市営住宅の明渡し請求を受けた人
- ⑥正当な理由がなく市営住宅入居を辞退したことがある人
- ⑦本人または同居者が「暴力団対策法」に規定する暴力団員である人

入居後、下記に該当する事実が認められた場合、契約解除の対象となります。

- ①3ヶ月以上の賃料の支払を怠ったとき。
- ②無断で退去したり、無断で15日以上建物を使用しなかったとき。
- ③入居者又は同居者が「暴力団対策法」に規定する暴力団員であるとき。

契約時には下記の準備が必要になります。

- ①敷金（家賃の3か月分）
- ②連帯保証人（住民票等必要書類を含む）もしくは賃貸保証業者との契約
- ③実印及び印鑑証明書※申込者、連帯保証人両名とも必要

<月収入額の算定方法>

$$\text{月収入額} = \frac{(\text{世帯の年間所得金額}) - (\text{表1の控除額合計})}{12 (\text{ヶ月})}$$

あなたの
月収入額 = $\frac{\text{世帯の年間所得金額} \times 1 \text{円} - \text{表1の控除額合計 (A) \text{円}}{12 (\text{ヶ月})} = \boxed{}$

※1 源泉徴収票：給与所得者の場合は、太線の給与所得控除後の金額

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給与・賞与	内 5,000,000 円	3,456,800 円	1,700,000 円	内 120,500 円

【表1】 公営住宅法施行令第1条第3号に規定する控除額

区分	控除額	備考	あなたの世帯の控除額
①同居親族	38万円		
②非同居扶養親族	38万円		
③特定扶養親族	25万円	収入のない扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人	
④老人扶養親族	10万円	70歳以上	
⑤特別障害者	40万円	同じ人が⑤と⑥を重複することはできません。	
⑥障害者	27万円		
⑦ひとり親	35万円	同じ人が⑦と⑧を重複することはできません。	
⑧寡婦	27万円		
⑨給与所得者または年金所得者	10万円	所得者1人につき10万円です。	
		合計 (A)	

※【表1】の控除額のうち、③～⑨に該当する場合は更にその額を控除します。